

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

- ①東京海上日動火災保険株式会社 : 東京都千代田区大手町2丁目6番4号  
②あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 : 東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号

### 2 指名停止措置期間 : 令和6年12月6日～令和7年2月5日(2か月間)

(ただし、契約申込心得第2条の2に基づき当機構の資格を有する期間に限る。)

### 3 指名停止措置の範囲 : ① 東北地区、関東甲信地区、近畿地区 ② 関東甲信地区

### 4 事実概要

公正取引委員会は、令和6年10月31日、民間企業等との保険契約において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、当該業者らを違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表した。

### 5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第15号(下記参照)に該当する。

#### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

停止事由	停止期間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 経理資金部 会計課 TEL 045-222-9049 (直通)